天理市生活支援体制整備事業第１層業務
公募型プロポーザル審査要領

天理市生活支援体制整備事業第１層業務（以下、「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

１．審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

（１）天理市生活支援体制整備事業第１層業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業提案書等（以下、「事業提案書」という。）を提出した事業者

（２）実施要領に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した事業者

（３）実施要領に基づき、適正に書類を作成した事業者

２．審査方法

天理市生活支援体制整備事業委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業者から提出された事業提案書について以下の方法で審査を行う。

（１）第１回選定委員会（書類審査）

審査の対象となる事業者が４者以上の場合は、選定委員会に先立ち臨時選定委員会を開催し、評価基準表に基づいて書類審査を実施して、ヒアリング審査を行う事業者３者を決定する。

（２）第２回選定委員会（書類、及びヒアリング審査）

事業者によるプレゼンテーションを以下の方法で行い、天理市生活支援体制整備事業業務評価項目基準表（以下、「評価項目基準表」という。）に基づき最優秀企画提案者、及び優秀企画提案者を選定する。プレゼンテーションを行った事業者全員に対し、その結果を文書により通知する。

① 各事業者の出席者は、３名以内とする。

② プレゼンテーション時間は、１者あたり 20 分以内とし、延長は認めない。なお、パソコンを用いる場合、パソコン、プロジェクター等は事業者が持参し説明できる準備を整えること（スクリーン、及び電源は市で準備する。）。

③ プレゼンテーション終了後、質疑応答を行う（20 分を目安とする。）。

④ 提出済みの事業提案内容の範囲内で、プレゼンテーション時の説明用資料を認めるが、前日までに事務局へ持参、又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出することとする。なお、説明用資料の体裁等は、事業提案書に準ずるものとする。

３．評価基準

以下の項目により評価を行う。

【１】財務状況の健全性（5）

① 委託業務を仕様書、及び企画提案内容に従って積極的に取り組むことができるだけの財務上の体力があるか

【２】地域住民等との活動実績（10）

② 地域住民等との活動の実績や既存のネットワークの活用により、本事業への貢献が期待できるか

【３】業務実施体制の充実性（20）

③ 生活支援コーディネーターとしての役割を適切に担える経験、能力、及び資格等を有した人物が配置されることが期待できるか

④ 法人による本業務に対するバックアップ体制が充実しているか

【４】提案内容の充実性（80）

⑤ 本業務の目的を十分に理解しており、提案に反映されているか

⑥ 本市のこれまでの取組を十分に理解し、これを発展させる提案がされているか

⑦ 地域のニーズや資源を把握する手法、及び資源の活用方法について、具体的な提案がされているか

⑧ 地域住民、各種団体との関係構築の方法について具体的な提案がされているか

⑨ 小地域における支え合いの創出、及び住民同士のつながり創出の方法について、具体的な提案がされているか

⑩ 第２層生活支援コーディネーターとの連携について、具体的な提案がされているか

⑪ 生活支援コーディネーターの活動内容、実施時期等が具体的に示されているか

⑫ 生活支援コーディネーターの活動にあたり具体的な目標が示されているか

【５】提案の経済性（5）

⑬ 見積額の比較

５点×最低価格（※1）÷見積価格 ＝ 評価点（※2）

※1　最低価格とは、事業者の中で最も低い価格をいう。

※2　評価点は、小数点以下は切り捨てとする。

４．評価、及び選定の方法について

（１）選定委員は、事業提案書を「３．評価基準」に示す①から⑬の項目ごとに評価する。

（２）評価は、事業提案書の内容を絶対評価し、次の配点により評価を行う。

５：特に優れている（高い効果が認められる）

４：優れている（効果が認められる）

３：ふつう（項目を満たしている）
２：やや劣っている（効果があまり認められない）
１：劣っている（効果が認められない）
ただし、②から⑫の項目は、評価点の２倍を得点とする。

（３）第１回選定委員会（書類審査）を開催する場合は、次のとおりヒアリング審査を行う事業者３者を決定する。

① 評価項目基準表に基づいて書類審査を実施し、各委員の事業者ごとの合計得点に順位を付し、１位３点、２位２点、３位１点、それ以下０点とし、その合計点数（以下、「順位合計点」という。）が高い上位３者を決定する。

② 順位合計点が同点の事業者がある場合は、各事業者の獲得総得点の多少で優劣を判断する。

③ 獲得総得点も同点の場合は、委員長の決するところによるものとする。

（４）第２回選定委員会（書類、及びヒアリング審査）において、すべての項目について、プレゼンテーションによる提案、及び質疑応答を加味したうえで、評価項目基準表に基づき評価し、事業者に評価点を付与する。

なお、最優秀企画提案者、及び優秀企画提案者の選定方法は次のとおりとする。

① 合計評価点を最大合計評価点で除して得点率を算出する。

② 委員ごとに第１位から第３位までの順位付けを行い、その結果１位５点、２位３点、３位１点の得点（以下「勝ち点」という。）を付与する。

③ 合計評価点を 25 点満点となるように置き換えるため、25 点に①で算出した得点率を乗じて、合計得点評価を算出する。

④ 各事業者の合計勝ち点に③で算出した合計得点評価を加えて得た点数を基準として、最も得点が高い対象事業者を最優秀企画提案者とし、その次に高い得点の対象事業者を優秀企画提案者とする。

⑤ 合計得点評価を算出する過程で生じた小数点以下の端数は、小数点第２位まで有効とし、小数点第３位以下は切捨てる。

⑥ ④で算出した得点について同じ事業者が複数あった場合は、評価項目基準表⑤から⑫の項目の評価合計点数が高い対象事業者を最優秀企画提案者又は優秀企画提案者とする。

⑦ ⑥における評価合計点数が同点の場合は、委員長の決するところによるものとする。

⑧ 合計評価点が最大合計評価点の６割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案事業者は選定の対象としない。

⑨ 応募が１者の場合は、最低基準点を満たす場合に限り、当該提案事業者を最優秀企画提案者とする。

５．審査結果の公表

選定委員会は非公開とし、最優秀企画提案者決定後、各事業者の評価結果、最優秀企画提案者の名称、最優秀企画提案者の事業提案書（最優秀企画提案者により必要箇所にマスキングを施したもの)、及び選定委員氏名（ただし、評価結果を公表する場合の委員氏名は無記名）を、天理市公式ホームページにて公表（最優秀企画提案者以外は、無記名）する。

６．その他

この基準に定めるもののほか疑義が生じた場合は、選定委員会にて協議し、これを定める。

７．事務局

天理市健康福祉部福祉政策課地域支え合い推進係
所在地：〒632-8555　奈良県天理市川原城町 605 番地
電話：0743-63-1001　内線 751
電子メール：fukushi-s@city.tenri.lg.jp

【参考】最優秀企画提案者選定方法（例）

○合計評価点（各委員 120 点満点で合計 600 点満点）

	a 事業者	b 事業者	c 事業者
Ａ委員	73.0	66.2	75.8
Ｂ委員	65.0	81.2	67.8
Ｃ委員	82.0	86.2	92.8
Ｄ委員	88.0	93.2	94.8
Ｆ委員	72.0	93.2	76.8
合計評価点	380.0	420.0	408.0

○得点率（合計評価点÷最大合計評価点）

	a 事業者	b 事業者	c 事業者
計算	380/600	420/600	408/600
得点率	0.63	0.70	0.68

◆合計得点評価（25 点×得点率）

（各事業者が得た合計評価点に対する得点率を満点である 25 点に乗じて得た点数。）

	a 事業者	b 事業者	c 事業者
計算	25×0.63	25×0.7	25×0.68
合計得点評価	15.75	17.50	17.0

◆勝ち点

（各委員による評価の結果 1 位となった事業者に５点、２位３点、３位１点を付与したもので、すべての委員が１位評価であった場合は 25 点となる。）

	a 事業者	b 事業者	c 事業者
Ａ委員	3	1	5
Ｂ委員	1	5	3
Ｃ委員	1	3	5
Ｄ委員	1	3	5
Ｆ委員	1	5	3
合計評価点	7	１７	２１

★結果（合計得点評価＋勝ち点）

	a 事業者	b 事業者	c 事業者
合計得点評価	15.75	17.5	17.0
勝ち点	7	１７	２１
合計	２２．７５	３４．５	３８．０
結果	第３位	第２位	第１位

【ハイブリッド方式】

評価点と勝ち点を１：１の配分で評価するための手法。

合計評価点を合計得点評価（25 点満点）に置き換え、合計得点評価と勝ち点（25 点満点）の合計点が最も高い提案事業者を最優秀企画提案者とする。

例では満点が 50 点となる。